

広島県農業会議第12回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成25年3月18日(月)13時30分から15時45分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(15名)

1番 河野 信義	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛
5番 加栗 建男	6番 片山 博	7番 河村 昇	8番 佐伯 知省
9番 石田 文雄	10番 中谷 憲登	11番 徳永 ・ 雄	12番 宮脇 勝博
14番 小泉 俊雄	15番 下垣 雅史	17番 安井 裕典	

4 欠席会議員(5名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について
第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農林水産総務課	主 幹	池田 志伸
農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	稲田 雅之
呉市農業委員会	主 査	須賀 久夫
三原市農業委員会	事務局長	北山 静美
三原市農業委員会	農政係長	山崎 雅樹
尾道市農業委員会	専門員	大木原 健
福山市農業委員会	事務局長	平田 純雄
三次市農業委員会	主 任	渡邊 英俊
庄原市農業委員会	事務局長	岸 達三
東広島市農業委員会	農地係長	尾畑 裕一
安芸高田市農業委員会	事務局長	山根 厚志
安芸高田市農業委員会	専門員	安田 勝明
江田島市農業委員会	事務局長	神田 彰
安芸太田町農業委員会	事務局長	沖段 琢磨
世羅町農業委員会	係 長	森政 經江

7 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一

次長兼総務課長 高橋 誠
次長兼業務課長 龍尾 満弘

8 議事内容

小林事務局長 ただ今から、平成24年度第12回常任議員会議を開会いたします。
本日は、藏田会長が市議会開会中のため欠席となりましたので、中谷副会長に代理を務めていただきます。

開会にあたりまして、中谷副会長がごあいさつを申し上げます。

中谷副会長 皆様、こんにちは。

今日は雨の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本年度、第12回の常任議員会議を開催しましたところ、議員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきまして厚くお礼を申し上げます。

今年度も早いもので、最後の常任議員会議となりました。1年間を通して、県及び農業委員会からの諮問事項や本会議の業務運営について、鋭意ご審議いただき、誠にありがとうございました。

さて、自由民主党は、13日に環太平洋連携協定（TPP）に関する対策委員会の総会を開催し、安倍首相の交渉参加を容認する決議を了承し、さらに自民党の外交・経済連携本部も、この決定を14日に承認しました。

これを受けて、安倍首相は15日に「TPP交渉への参加」を表明しました。安倍首相が2月22日に行った米国のオバマ大統領との会談で「聖域なき関税撤廃でないことが明確になった」として参加表明に踏み切ったわけですが、「オバマ大統領は現状ではTPP交渉の決定権を持っておらず、交渉相手国と協定をまとめても、議会によって多様な修正を受け、締結困難となる可能性が高い」と外務省が作成した資料に明記されていると報道されております。

また、自民党のTPPに関する対策委員会の決議には、交渉入りしても脱退の可能性を残すため「脱退も辞さない覚悟で交渉に当たるべきだ」という原案の文言が「表現が弱い」との異論が出たため、「脱退も辞さないものとする」と政府に厳しい注文をつける形に修正されたとも報道されております。

今後の対応については、JAグループをはじめ農林漁業団体、消費者団体、医師

会等で構成する「TPPから日本の食と暮らし・いのちを守るネットワーク」への参画により、政府に対し徹底した情報開示を求めるとともに、国民的議論を深め「地域経済の発展、農業・医療などの安全・安心な国民生活を確保」する観点から、政府・国会の動向を注視し、要請活動等の取り組みを行う必要があります。

次に、既にご案内申し上げておりますが、来る3月27日には第95回総会を開催いたしますので、ぜひともご出席いただきますようお願いいたします。

本日の会議は、広島市ほか16市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、情報提供として「平成25年度県農業関係施策と予算について」を予定しております。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

諮問資料は、資料1の18ページ、安芸高田市農業委員会の調査表ですが、権利内容の修正をお願いいたします。

①番の●●さんの「スッポン養殖施設」です。権利内容が「賃貸借権」となっていますが、「賃借権」と修正をお願いいたします。

②番の●●さんの「一般住宅及び作業小屋、資材置場」について「使用貸借」となっていますが「使用貸借権」と修正をお願いいたします。

会則第37条及び農業会議規則第5条の規定により、副会長に議長を務めていただきます。

中谷副会長、どうぞよろしくお願ひします。

中谷議長

それでは、今回は藏田会長が欠席ですので、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数20名、うち本日の出席は15名です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により会議は

成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名いたします。●番、●●会議員、●番、●●会議員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

それでは、今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4 ページ上段の「総括表（県合計）」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べで29、実で17市町農業委員会から168件、122,876.42㎡、うち「4条」関係が13市町農業委員会から49件、27,337.35㎡、「5条」関係が16市町農業委員会から119件、95,539.07㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計欄をご覧ください。

主要なものを見てみますと、件数では「住宅」が72件で42.9%、次いで「その他」が43件で25.6%、「駐車場」が25件で14.9%、「資材置場」が18件で10.7%となっております。

面積では、「その他」が44,616.82㎡で36.3%、次いで「住宅」が42,508.51㎡で34.6%、「資材置場」が16,037.28㎡で13.1%、「駐車場」が11,496.81㎡で9.4%となっております。

以上で、「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要案件」につきましては、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

中谷議長

ただ今の事務局の説明について、皆様方の方から、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

常任会議員

(質疑、特になし)

中谷議長 ご質問がないようですので、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題とさせていただきます。

それでは、三原市農業委員会からお願いいたします。

三原市農業委員会 三原市農業委員会です。

資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●氏によります、農家住宅への転用事案です。

申請人は、三原市に居住し農業を営んでいます。

このたび、現在の住宅では手狭であり、農作業を行うには支障があるため、所有する本申請地を農家住宅へ転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から南西へ約5kmに位置し、●●地区として平成元年度から平成10年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地は全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

福山市農業委員会 福山市農業委員会です。

資料1の2ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●さんによります、宅地拡張への転用案件です。

●●さんは、申請地の隣地に居住し病院を経営しております。

このたび、宅地拡張をし、自宅・病院への進入路及び庭敷に転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和58年度から昭和59年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

本件の転用面積は、既存施設用地の面積の2分の1を超えるものではないため、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

東広島市農業委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

2番について説明します。

●●氏によります、庭園への転用事案です。

このたび、自己所有の本申請地及び周辺の農地を購入し、既存の庭園を拡張するため転用しようとするものです。

申請地は、JR西高屋駅の●●約2kmに位置する第2種農地です。

なお、農振農用地区域からは除外見込みであり、第5条と同時申請となっております。

続きまして、資料1の4ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

3番について説明いたします。

●●氏によります、貸資材置場への転用事案です。

●●氏は、廿日市市に居住し、社団法人の代表を務めています。

このたび、その法人の数カ所の資材置場を集約、拡張するために、実家に隣接した本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●支所の東約2kmに位置し、●●地区として昭和62年度から平成元年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

申請人が所有する農地は全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生

活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外済みです。

ただ今説明しました2件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●氏による、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住する団体職員です。

このたび、後継者である長男夫婦が帰郷されることになり、住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として、昭和46年度から昭和48年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。他に適地がなく、申請者の住居に隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは既に除外されている土地でございます。

世羅町
農業委
員会

世羅町農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、農地改良に係る一時転用事案です。

●●氏は、世羅町に居住する建設業者です。

申請地は、ほ場の形状が悪いので、その区画整理のため、平成25年12月31

日まで一時転用しようとするものです。

申請地は、世羅町役場から●へ約8kmに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、土砂埋立行為については、広島県土砂の適正処理に関する条例第16条の規定により許可を得ています。

なお、農振農用地区域からは除外済みです。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて49件の諮問を受けております。

これらについて、皆様方からご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

常任会

(質疑、特になし)

議員

議長

ご質問がないようですので採決に入ります。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会

(挙手) 【挙手の数の確認】

議員

議長

挙手全員でございます。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、呉市農業委員会からお願いします。

呉市農業委員会

呉市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番の案件について説明をいたします。

有限会社「●●」によります、太陽光発電パネル設置に係る転用事案です。

有限会社「●●」は、安芸郡府中町で主として不動産業を営む会社です。

このたび、電気の売電事業に進出するため、太陽光発電パネルを設置するため、20年間の賃貸借契約をし、転用しようとするものです。

申請地は、呉市倉橋市民センターの●約3kmに位置し、県道●号線●●バイパスと山林との間の第2種農地で、比較的平地で日当たりも良く、太陽光発電設備に最適地と考え選定されました。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、資料4の調査結果の⑤の「他法令の状況」ですが、再生可能エネルギー発電設備の認定については、平成25年2月28日付けで認定済みとなっております。

三原市農業委員会

三原市農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

1番と2番は同一案件のため、一括して説明いたします。

●●氏によります、農家住宅への転用事案です。

申請者は、三原市に居住しています。

このたび、現在の住居では手狭であり、親の介護を行うに支障があるため、祖父母が所有する本申請地を譲り受け、農家住宅へ転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から南西へ約3kmに位置し、●●地区として昭和60年度から平成6年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

申請人の家族が所有する農地は全て第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の祖父母の住居に隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

尾道市
農業委
員会

尾道市農業委員会です。

資料1の10ページ及び資料3の9ページをご覧ください。

1番について説明いたします。

株式会社●●による、資材置場への転用事案です。

株式会社●●は、尾道市●●に本店を置く、電気設備工事会社です。

このたび、会社の近くへ資材置場を設けるため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区●●事業として平成12年度から平成17年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地ですが、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく会社に近い申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

三次市
農業委
員会

三次市農業委員会です。

資料1の12ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

1番及び2番の案件について説明します。

●●株式会社によります、ダム保全用地への転用案件です。

●●株式会社は、広島市に本店を置き、中国地方ほかへ電力事業を営む会社です。

このたび、三次市●●にあります一級河川・●●水系●●川に設置されている●●株式会社が管理する発電用ダム●●ダム上流で、洪水時の冠水する範囲に含まれることが分かりましたので、用地を取得し、ダム保全用地として転用しようとするものです。

申請地は、三次市役所●●支所から北西に約10kmに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

続いて、資料1の12ページ及び資料3の11ページをご覧ください。

3番の案件について説明いたします。

株式会社●●によります、農機具庫等への転用事案です。

株式会社●●は、平成24年3月30日付けで設立、三次市●●町にあります農業に関する事業をする農業生産法人です。

このたび、障害者を雇用するため、申請地に作業所、休憩所及びトイレ用地として、また農機具庫が手狭であることから転用しようとするものです。

申請地は、三次市役所●●支所から南西約2kmにある第1種農地です。

申請地は、●●地区として平成12年度から平成14年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地で、農振農用地区域内農地です。

周辺は全て第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行令第10条第1号第2号イ「申請に係る農地を農業用施設に供するものである場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域用途区分変更見込みです。

続きまして、資料1の12ページ及び資料3の12ページをご覧ください。

4番の案件について説明いたします。

有限会社「●●」によります店舗及び駐車場への転用事案です。

有限会社「●●」は、三次市●●内で小売業を営む会社です。

このたび、新店舗を設置するため、申請地を店舗用地として賃貸借し転用しようとするものです。

申請地は、三次市役所から●約2kmに位置する第3種農地です

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の13ページ及び資料3の13ページをご覧ください。

1番について説明いたします。

有限会社●●によります、資材置場への転用事案です。

有限会社●●は、東広島市に本店を置き、不動産業を営む会社です。

現在の資材置場では手狭となり、また借地であることから、事務所近くの父の所有する本申請地に資材置場を整備するため転用しようとするものです。

本申請地は、東広島市役所の●約2kmに位置し、●●地区として昭和43年度から昭和49年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

譲渡人が所有する農地は全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地からは除外見込みです。

続きまして、資料1の13ページ及び資料3の14ページをご覧ください。

3番について説明いたします。

●●株式会社によります、駐車場への転用事案です。

●●株式会社は、広島市に本店を置き、自動車販売業を営む会社です。

このたび、市道改良に伴い、新車保管場が事業用地として買収されるため、現在の施設に隣接する本申請地に駐車場を整備するため転用しようとするものです。

申請地は、東広島市役所の●約7kmに位置し、●●地区として昭和62年度から平成4年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

既存施設の最寄りであり他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設のうちの面積の2分の1を超えないものに限るもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地からは除外見込みです。

続きまして、資料1の13ページ及び資料3の15ページをご覧ください。

5番について説明いたします。

●●氏によります、庭園への転用事案です。

この案件は、先ほど説明しました第4条許可と同時申請となっています。

続きまして、資料1の13ページ及び資料3の16ページをご覧ください。

6番について説明いたします。

●●氏によります、共同住宅への転用事案です。

このたび、アパート経営を始める計画であり、自宅前で母が所有する本申請地に共同住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、JR西高屋駅の●約1.8kmに位置する第2種農地です。

なお、開発許可についても担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

続きまして、資料1の13ページ及び資料3の17ページをご覧ください。

7番から9番について説明いたします。

有限会社●●によります、建売住宅への転用事案です。

有限会社●●は、広島市に本店を置き、不動産業を営む会社です。

このたび、本申請地に建売住宅を19棟建築し販売するため、転用しようとするものです。

申請地は、JR西高屋駅の●約1kmに位置する第2種農地です。

なお、開発許可についても担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

続きまして、資料1の14ページ及び資料3の18ページをご覧ください。

10番から12番について説明いたします。

株式会社●●によります、店舗への転用事案です。

株式会社●●は、東京都に本店を置き、流通小売業を営む会社です。

このたび、事業規模の拡大を図るため、本申請地を店舗及び駐車場に転用しよう

とするものです。

申請地は、J R 西高屋駅の●約3.5kmに位置する第2種農地です。

なお、農振農用地からは除外見込みであり、開発許可についても担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

続きまして、資料1の14ページ及び資料3の19ページをご覧ください。

13番から16番について説明いたします。

●●有限会社によります、建売住宅への転用事案です。

●●有限会社は、呉市に本店を置き、運送業や不動産業を営む会社です。

このたび、本申請地に建売住宅を39棟建築し、販売するため、転用しようとするものです。

申請地は、J R 西高屋駅の●260mに位置する第3種農地です。

なお、開発許可についても担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

続きまして、資料1の15ページ及び資料3の20ページをご覧ください。

17番から24番について説明いたします。

●●株式会社によります、建売住宅への転用事案です。

●●株式会社は、岡山市に本店を置き、建設業を営む会社です。

このたび、本申請地に建売住宅を36棟建築し、販売するため、転用しようとするものです。

申請地は、J R 西高屋駅の●270mに位置する第3種農地です。

なお、開発許可についても担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

続きまして、資料1の16ページ及び資料3の21ページをご覧ください。

25番から27番について説明いたします。

有限会社●●によります、太陽光発電施設への転用事案です。

有限会社●●は、広島市に本店を置き、不動産業を営む会社です。

現在も小規模な太陽光発電施設による売電事業を行っていますが、このたび、本格的に売電事業に参入する計画であり、本申請地に太陽光発電施設を設置するため、転用しようとするものです。

申請地は、東広島市役所●1.2kmに位置する第2種農地です。

続きまして、資料1の16ページ及び資料3の22ページをご覧ください。

28番について説明いたします。

有限会社、●●によります、資材置場への転用事案です。

有限会社●●は、東広島市に本店を置き、建設業を営む会社です。

国道375号線道路改良事業のため、現在の場所に事務所を移転しましたが、工事に資材を保管している資材置場から離れたことにより資材の管理が難しくなっており、また借地契約の更新時期を迎えることから、事務所に近接する本申請地に資材置場を移転させるため、転用しようとするものです。

申請地は、●●支所の東約2kmに位置する第2種農地です。

なお、農振農用地からは除外見込みです。

ただ今説明しました26件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の18ページ及び資料3の23ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏による、スッポン養殖用施設への転用事案です。

●●氏は、広島市●●区に居住し、スッポンの養殖を自営で行っています。

このたび、作業効率を上げ、同時に職員の安全な環境と負担軽減を図ることを目的に、作業所・倉庫・事務所・駐車場を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区●●工区として、昭和49年度から昭和57年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

他に適地がないため、団地の端に位置し、長年休耕状態にあった申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第35条第3号「水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みでございます。

続いて、資料1の18ページ及び資料3の24ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●氏による、一般住宅・作業所・資材置場への転用事案です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住する公務員です。

このたび、住宅を建設し、一部を木工所を営む父親の作業所と資材置場にするため、転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区●●工区として、昭和51年度から昭和57年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

他に適当な土地もないことから、やむなく国道沿いで現在の居住地に近い申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

いずれの案件も、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

江田島
市農業
委員会

江田島市農業委員会です。

資料1の19ページ及び資料3の25ページをお開きください。

1番と2番の案件について説明します。

●●株式会社によります、駐車場及び資材置場等への転用事案です。

●●株式会社は、江田島市で水産物加工販売業を営む会社です。

現在、当社の駐車場は申請地北隣などを借地しており、資材置場は約3km離れた旧本社にあるため大変効率が悪くなっております。また、ナマコやカキの干場も旧本社付近を借地している状況です。このため、申請地を取得し、駐車場として従業員用45区画、大型トラック用4区画を整備し、資材置場には出荷用の発泡スチロール箱約1,000個、コンテナ約600個、セイロ約2万枚などを配置し、ナマコとカキの干場としては758㎡を利用しようとするものです。

申請地は、江田島市役所から●へ約5kmに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

安芸太

安芸太田町農業委員会です。

田町農
業委員
会

資料1の20ページ及び資料3の26ページをご覧ください。

1番から5番については同一案件ですので、一括して説明します。

有限会社●●によります、砂利採取の一時転用事案です。

申請人の有限会社●●は、広島市●●区に本社を置く砂利採取販売会社です。

このたび、申請地を借り受け砂利採取をしようとするものです。

申請地は、安芸太田町役場●●支所から南へ約5kmの所に位置する一部農振農用
地区域内の第2種農地です。

一時転用期間は3年間で、砂利採取後は農地に復元する計画です。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を生じるおそれがないと認められること」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、砂利採取計画については、担当部局から認可見込みとの判断を得ています。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、呉市農業委員会と東広島市農業委員会の転用案件について、3月8日に地元農業委員会会長立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員さんと●●常任議員さんをお願いいたします。

まず、呉市の諮問案件について、●●議員さん、報告をお願いします。

●●常
任議員

現地調査の結果報告をさせていただきます。

資料4の1～3ページをご覧ください。その関連で、資料1の8ページの1番、資料3の7ページをご覧ください。

まず調査日時ですが、平成25年3月8日10時10分から行いました。

現地調査した農業委員会は呉市農業委員会、調査員は、江田島市の●●会長さん

と、私、●●が実施いたしました。立会人としましては、呉市農業委員会の●●会長さん、農業委員会事務局の職員の皆様、また県の農業会議の事務局の皆様です。

調査の案件ですが、太陽光発電施設への転用案件ということです。

所在地は、呉市の●●町です。地目は田 3 筆が4,283㎡、畑 2 筆が3,063㎡ということで、合計7,346㎡です。農地区分は第 2 種農地です。

申請人は、有限会社「●●」の代表取締役、●●氏でございます。不動産業を営んでおられまして、転用計画が太陽光パネル1,920枚、発電量として499.2kwを予定されています。なお、それに併用地がございます、山林でございますが1,446㎡。トータルで申し上げますと9,700㎡でございます。

調査の理由ですが、太陽光発電施設への転用の妥当性について確認をしました。

調査方法は、倉橋市民センターで概要を聞き取りました後に、現地調査をいたしました。

調査の結果を申し上げます。

「申請地の状況」ですが、申請地は倉橋市民センターから北へ約 3 kmに位置する第 2 種農地です。県道の●号線●●バイパスと山林との間の農地でございます。西側は申請者所有の畑で、それ以外は全て山林に囲まれております。以前は、ここで果樹としてウメを栽培されており、梅林公園としてやっておられましたが、樹木が枯れたために今は休耕中で、現状は保全管理の状況です。

2 ページをご覧ください。右上に矢印が出ておりますが、これがちょうど北方向になろうかと思えます。西側が海が見える面、今の北口の方が山手です。北と東側。そして、下の方が所有する畑という格好でございます。

3 ページをご覧くださいと、下の写真が、ちょうど梅林公園のイメージがまだ残っておりますが、こういう状況です。

それでは、恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただければと思います。

2 番目の「転用する理由」ですが、申請者は不動産業を営んでおられますので、今回、売電事業へ参画したい、経営の多角化ということで太陽光発電施設で転用するものであります。

申請に係る権利の内容は賃借権でございます。

「申請地の選定理由」ですが、この申請地は太陽光発電に適した日当たりの良い場所で、管理も容易であるということで選定をされたものです。先ほどの地図から

も、写真からもよくおわかりいただけたと思います。

4番目「転用の妥当性」ですが、事業規模・立地条件等々から、転用理由・土地選定・転用面積ともやむを得ないものと認められます。それから事業資金計画ですが、これは1億9,000万円ということで、適正な資金計画を立てておられると見ております。申請地の位置及び被害防除措置計画等々から見て、周辺農地に悪影響を生じるおそれはないと認められます。

5番目の「他法令の状況」ですが、まず一つには農振地域の整備に関わる法律の手続きは不要です。それから都市計画法、宅地造成等々の規制も申請不要でございます。景観条例といったものは全て届出をしておられます。そして今回、再生可能エネルギーの設備認可申請についても、現在、申請中であるということですので適正であるというふうに確認をいたしました。

議長

ありがとうございました。

続きまして、東広島市の諮問案件について、●●会議員さんに報告をお願いいたします。

●●常
任会議
員

●●でございます。

それでは、資料1の16ページの25番から27番さらに資料3の21ページ。それから、「常任会議員による農地転用に対する現地調査結果報告書」という資料4の4ページをお開きいただきたいと思います。

調査日時は、平成25年3月8日金曜日14時から開始しまして、約45分ぐらい、市役所の農業委員会の会議室で説明を受けました。その後に現場の方へ移動いたしました。

現地調査をした農業委員会は東広島市農業委員会で、調査員は私、●●と、竹原市の●●農業委員会会長で調査しました。立会人は東広島市農業委員会の●●会長さん、現場には●●農業委員さんにおいでいただきました。さらに東広島市農業委員会の事務局から3名、県の農業会議の事務局から2名、計8名で現地調査を行いました。

調査案件は、太陽光発電施設への転用案件です。

所在地は東広島市●●町で、田が12筆、畑が1筆の計13筆で、面積的には合

わせますと10,405㎡、第2種農地です。

先ほど東広島市の農業委員会からも説明がありましたように、有限会社●●という不動産を営んでいる方が、新規の取り組みをしたいということで参入されているものです。

転用計画としては、太陽光発電施設、たまたま先ほどの説明にございましたものと同じように、枚数は1,920枚、発電量は少し違いまして470kwというようなかたちで、要はパネルのメーカーが違っているというようなことです。

調査理由は、太陽光発電施設への転用の妥当性を見ました。

調査結果として「申請地の状況」ですが、申請地は東広島市役所の●約1.2km、●●小学校から西約1.1kmに位置する第2種農地で、周辺は山林と住宅地に囲まれた農地で山の谷あいといったような場所です。

ここは、ほ場整備をされていない未整備田で、一部保全管理、早く言えば草を刈ったという程度のことはしておられますが、有害鳥獣被害を受けるような場所でもあります。また、農地所有者3名は全員が高齢で後継者がいない状態でした。

「転用する理由」は、先ほど来申し上げましたように、不動産を営んでいる●●が、今まで小規模な太陽光発電施設による売電事業を行っておりましたが、このたび、本格的な売電事業に参入するという計画を立てて、本申請地を購入して太陽光発電施設を、造成工事をしないでブロックを置き、その上に支柱を立ててというかたちの計画であると聞いております。

報告書の5ページになりますが、そういった中で、点線が入ったようなところがあり、升目みたいなものがございしますが、要はほ場の形態を崩さない形で、今のパネルが置かれるというようなこととございます。

「申請地の選定理由」ですが、ちょうどここは南向きの谷間で太陽光発電に適した日当たりの良い場所で、事業規模に対して必要な面積等もあり、電力会社への接続可能な電柱もすぐそばにあるというようなことで選定したものと考えております。

「転用の妥当性」についてですが、会長さんはもちろん、その地元の農業委員さんからも説明を受けまして、事業規模・立地条件、あるいは転用の関係とかそういうのを見ていきますと、ちょうど「転用の妥当性」の最後の行のポツがあります所に、「申請地の下側には、高低差のある道路があるため、更に下側の農地は寸断さ

れており、水利も違うため、農地転用に関する影響はない」と書かれています。たまたま、今回転用する場所については自然雨水をためるため池だけで、農地より下側についてはほ場整備をされており、水利権のことについては問題がまったくないというふうに理解しております。

それで、ここの真ん中ぐらいでしょうか、「パネルの設置は、そのままの状態に配置するため、雨水は自然流下により水路に排水する」と。排水関係を計画していても、ほとんど、道路サイドから見たほ場整備された方にはまったく影響がないということで、問題はないと考えております。

「他法令の状況」ですが、再生可能エネルギー発電設備の申請については、もう既に中国電力株式会社との協議を平成25年1月10日に完了しており、現在申請中であるという報告を受け、これについてはやむなしということで私たちも調査の報告は完了したところでございます。

図面的には、今の報告書の後ろ側をずっと見ていただければ分かるように谷間でございまして、ほかのほ場整備したようなところには関係しないし、他の農業を営んでいる方の営農状況にはまったく関係ないというふうに判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

今回諮問のありました資料1の18ページ、安芸高田市農業委員会の第5条調査表、1番の案件について、第1種農地の不許可の例外として「施行規則第35条第3号」により諮問されております。

先ほど、農業委員会から説明がありましたが、この案件について、農業会議と県農業技術課により相談いたしました。「施行規則第35条第3号」が、この転用案件に適用できるかどうかについて、県農業技術課の見解をご説明ください。

●●専

県庁農業技術課の●●と申します。

門員

今、議長から求められたのは、資料1の18ページの安芸高田市1番の案件のことだと認識しております。第1種農地ということで、原則、転用は許可できないということになっておりますが、説明がありましたように、農地法施行規則第35条第3項、水産動植物の養殖用施設について不許可の例外に該当しますというもので諮

問を上げていらっしゃると思います。それについて、県としての見解を申し上げたいと思います。

この35条3項の前提となっているのは、同じく農地法施行令の10条第1項2号のハというものに定められていて、特別の立地条件を必要とする事業であれば許可ができるという前提の上に養殖施設というものが規定されています。この特別の立地とはどういうことかということについて説明をさせていただきたいと思います。

全国農業会議所の出版されている参考図書によりますと、読み上げたいと思いますが、次のように記載してあります。「事業の内容又は立地する施設の性格等から見て、用地の選定に任意性がほとんどない事業については、その農地でなければ事業目的の達成ができないことから、農地の転用を認めることとしている」とあります。

そして、養殖用施設については次のように記載をしています。読み上げます。

「養殖施設は、水質・水温・水量等の条件によって、水辺の特定の位置に立地せざるを得ないことから規定されている」と説明が書かれています。

そのため、本施設についても、許可する場合には特別の立地が必要であるということが判断できた場合に許可できるのだらうと認識しています。すなわち、養殖施設の水を確保する上で、その農地が必要であり、その選定に任意性がほとんどないのであれば許可ができると考えています。

従って、単に養殖施設であるという理由ではなくて、その農地でなければ養殖施設として事業実施ができないのだという理由を追加して説明を求めていけばいいのではないかなと思っております。

議長

ありがとうございました。

ただ今、県から説明がありました。この案件について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

●●常
任会議
員

県の説明は分かるのですが、今、担当の職員を連れてきておりますので、その職員の方からも説明させたいと思います。それで、なお足りなければ、私がまた説明いたします。そういうことでご理解いただきたいと思います。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会事務局、私は●●と申します。

特別な立地条件ということで、このスッポン養殖場としまして選定理由等を詳細に申し述べたいと思います。

こちら、申請地のあります●●地区●●工区は、ほ場整備事業により一級河川・●●の水をパイプラインで引き込むことにより農業用水が豊富にある地区でございまして、養殖に必要な水を潤沢に使うことができることから、20年近く前より、山の日陰に位置する耕作に不向きな休耕田を利用しましてスッポンを養殖されていたところでございます。

養殖の面積は、現在1,320㎡あります。今回の申請は、その養殖場の管理に必要な作業所・事務所・倉庫等の建設でありまして、その養殖に必要な水が潤沢に使えることが、こちらの「水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの」に該当するものとして、特別な立地条件に該当するのではなかろうかという判断をし、諮問にかけさせていただいたところでございます。

安芸高田市農業委員会事務局からは以上です。

議長

安芸高田市の当該案件については、保留とし、来月、県にも立会をお願いして現地調査を実施した後に、再度、常任会議員会議の諮問にかけることとしていきたいと思いますがどうでしょうか。

●●常
任会議
員

この案件については、こういうのが次に出ますよということを前回の時に事務局の方に少し申し上げたのですね。それで、案件もいろいろあって、全てを見て回ることはなかなか難しいから、こういうことになったのだらうと思いますが、それは次のところでされても結構ですが、問題はここの出されている場所ですね。今回、たまたま出しておりますスッポン養殖施設・作業所・倉庫、これは土砂で埋められており、今から埋めるよというような場所ではないです。

それで、そこの管理はきちんとして、他の方に迷惑がかからないようにしたいと。それから、今までスッポンの養殖は約1町余りの面積をされているというところについても、隣の田では水稻を作っているとか、あるいはシイタケを作っているというところもございます。ですから、安芸高田市の農業委員会、特に私は●●の

地区ですが、●●地区の農業委員6人と事務局とでいつも回りますが、ここについてはやむなしと判断しました。

これをそのまま放置していたら、届出もしないで放っておけというようなことにも結び付くよということで、安芸高田市の農業委員会の●●地区の担当者としては、これは第5条申請を認めざるを得ないだろうという判断をし、総会にかけ、安芸高田市農業委員会がよしとしたわけですね。

そうした場合に、いろいろ私も調べましたら、要はこういった申請関係については諮問という制度があって、3条関係では諮問は要らないと、あるいは4条、5条になったら諮問が要するというのも、また面積との関係もございしますが、そういったところの中での広島県農業会議の常任議員会議のどこがどういうふうにしたらいののだろうかというようなことで、疑問を感じています。

それで、先ほどからありましたように、規則の第35条3項の水産うんぬんの養殖施設、これがどれに当たるのだろうか。県ともやりとりをしましたし、もう一つは当然、そういったことは県でなく中四国農政局にも相談がいつているのだらうと思うのですが、そういった中で、ではどういうふうな農業をやっていけばいいのだという問題に、常に引っ掛かるものですから。

今日も要らないことを、今の会長・事務局長会議でも申し上げたように、まだまだ言いたいことはございしますが、その判断を保留にして次回にという形については私は反対しますということで発言させていただきます。

議長

お聞きのように、安芸高田市農業委員会会長からのご意見ですが、県との整合性、あるいは、このことについて事業そのものが農業会議で一応許可というゴーサインがないと進まないということになるわけですが、さらにこういうことの細部について、県と一定の方向性を出した後でないと、本会議に提案として出して、皆さんに賛同を受けるということにはちょっと難しいのだという議長の思いがございします。

それで、おっしゃることもよく分かるわけですが、4月になりますが、十分検討されて、整合性のあるものをこの会議に出していただくことを約束していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●●常
任会議
員

安芸高田市の山崎でございます。

整合性というのは、どこをもって整合性というのかというのが一つ問題点です。

そして、先ほどからありましたように、1町あまりのスッポンを飼っている。では、その周辺でスッポンを飼っているのはどのような状況かというのも、はっきり申し上げますと、ちょうどこのパネルよりはもう少し低いレベルですが、周囲を鋼板みたいなもので囲ってあります。要はスッポンが逃げないようにですね。

ですから、畦畔から水が漏れない形をしているだけであって、下の田は田んぼのままの土だと。だから、スッポンを飼っても農地転用には当たらない。それを崩して、例えば今の水稻を植えようと思ったら植えられるというような案件がある場所で、要するに不法埋め立てといったら悪いのですが、もう二十何年来、ほったらかしになっている農地なんです。そういうのはほかのところにもあるだろうと思うのですが、そこにたまたまこういう施設を置きたいということであって、次元が違うのですね。

それで私たちが見たのは、規則の第35条第3号というものの見方で見た場合、作業小屋・駐車場、そういったのを今回建てただけであって、スッポンの養魚場を、その農地を転用してやりたいという意味合いのことではないわけですから。

そうすると、今現在、耕作放棄地で土砂を埋め立てられている場所、山盛りになっていますが、そこはそのままにして、では申請は出さないよと、何も取り下げないままの、要するに耕作放棄地というか、違法埋め立てというか、そういうものになってしまうだろうと。

それよりは、きちんと整備されて、草の管理もしてもらって、スッポンを飼うなら飼ってもらいたいなという思いで出したわけです。そこで、県との整合性を持ってと言われて、では県は、今、私が申し上げたのが十分か不十分か分かりませんが、そこはどのように考えられているのですか。ここでいくら話をしても話が通じないのではないかなと思っているのですが。

そうすると、こういった農地転用の手続き関係は、それぞれの財産のところの問題ですから、それなら放っておくと。農業委員会に言うと、がたがた、がたがた言っただけで自分の思いのようにならないと。

それで、今朝方も少し申し上げましたように、要するに建設業者あるいは他の業者に対しても、こちらからは常々やらなければいけないと、要するに通達と言いま

すか通知を出して、協力、違法転用にならないようお願いもしたりしてはいるんです。そういった中で、どういうふうにしたらいいのでしょうかと。

そして仮に、いけないのは分かっておりますが、今のように農地を埋め立てられて20数年、おおかた30年近くになりましようか、そういった農地は、本当のことを言えば農地法の無断転用。これについては罰則が強化されて、たしか個人が300万円、法人が何億という格好になっている。では、それはどこの時点から施行されるのですかと。それで、今時点のところのものは、そういった法令遵守の告発というものに該当するのですかと。

そういったところがないようにするのが農業委員会で、農地の保全に努めようとしていたところで、これが仮に認められなければ、たぶんそのままのような状態になるだろうと思う。それは、同じようなことが山林にあったり、あるいは今の減反政策の考えの絡みでいろいろな問題が生じています。

ですから、今日申し上げているもう一つのことは、農業センサスなんかの分で、あれは5年ごとに見直していると。それを基に農業政策をやっているのはおかしいのではないかとか、本当をいえば、今の農家環境、そういったものを基に農業政策を行うべきではないのだろうか等々の施策のあり方、これも考えていただきたいと思ったりしております。

それで、今の農地法の違法埋め立て等が新たな農地法の改革になって、現状、私たちが気付いた時はすぐ止めるようにはしております。しかし、埋め立てたものを、ではどう戻す手続きがありますかと。仮に墓なんかの場合は言いづらいんですよ、はっきり申し上げて。これが20年、30年たっていたら、やむなしと皆さんも同意する。ところが、今現在やりかけていたら、ちょっと困るからストップはかける。しかし、建った後になるとこれが難しい。その辺を皆さん方はどう考えておられるのか。

問題は、農地転用の整合性というのは、どこにあるのかということをお聞かせいただきたい。これが私の考えです。

議長

分かりました。●●さんの言われることも、現状では、●●さんの担当するところでなくして、他でもそれに似通ったものがあるとは思いますが、そのほかの農業委員会の方のご意見を伺いたいと思います。

●●常
任会議
員 県の方にお尋ねしたいのですが、今の特別という第35条第3項ですが、例えば
コイの養魚場、ああいうものはこれに該当するわけですね。

●●専
門員 そうですね。

●●常
任会議
員 スッポンとどこが違うのかというのをお聞きしたいのですが。やはり条件がある
のでしょうか。

それともう1点、この「特別の立地条件を要する」という、この施行令でいう第
10条第1項の関係ですが、例えば、太陽光発電というものはこれには該当しない
という考えでよろしいでしょうか。その2点だけ教えていただきたいのですが。

●●専
門員 コイもスッポンも育てるということであれば同じだと認識しております。ただ、
そこが特別に必要かどうかという点で、コイも同じような審査基準があるべきとい
うふうに思っております。

太陽光については、今、国の見解でいうと、太陽はどこへでも降り注ぐというこ
とで、これに該当しないという認識をしております。

●●常
任会議
員 ありがとうございます。

議長 そのほかの方のご意見を、ぜひお願いしたいと思います。こちらの県の方の、あ
るいは1号会議員以外の会議員さんの方からもご意見をいただきたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

真剣に考えてもらわないと、先ほど●●さんの言われることと県のおっしゃること
で、どこがどう違うのだろうかと言いましても、この件については、これを許可
した場合にどうなるかというおのおのの考えがあると思うので、その辺を再度十分

検討して、現地を目の前において検討して、また4月にその結論を出すというのが、私としては、まさしく分かりやすく、次に進む場合にいいのではなかろうかと。議長がこんなことを言ってもいけないのですが、時と場合によっては許していただいて、その辺はどうでしょうか。

県の方から一つ。どうしてもいけないということをおっしゃるものではないと思うのですが、現状をどう有効に利用していくかということが、●●さんのおっしゃるようなことだと思うので、これからのいろいろな農地の荒廃化というものを止めるためにも、その辺が一つの方策でもあるように思うのですが。

●●常
任会議
員

私も実は、今お話を聞いておまして、100%理解したわけでもないのですが、要は県の方は、国家でいえば法制局長官に当たる。われわれは行政側の立場で、いわゆる高齢化社会、いろいろなことから妥当性を求められて、判決ではないのですが行政を行っていくわけです。

それで、問題はある事件の定義ですね。一つの事件があつて、法制局長官は疑問点がある。われわれはそれに従ってやるのですが、いろいろ解釈の違いで定義できないと。これは、また法制局長官の方に従うか、しかし法治国家ですからそうなりますよね。

今、議長が言われますように、ここで決定した場合に、それがまた農地法の前例となつて、あの時に許可したではないか、どうじゃないか、こうじゃないかということになつても困る。問題は、この事案に緊急性と重大性があつて、今日解決しなければ明日困るというものであれば、今晚徹夜してでもやらなければいけないと思いますが、今お話を聞いていたら、重大性はあるけれども、緊急性はどうかと私は思います。

そうであれば、もう一度、法制局長官ではありませんが、その行政大臣とよく協議してもらつて、大げさに言うようですが、ここで決定したことが10年、100年、社会によって変遷がない限りは、それが一つの手本となつて後世に結び付くというような決定をしてもらいたい。

今のお話を聞いていたら、どうもまだ生半可なものをただ言われるようで、ちょっと具合が悪いような気がします。

議長

分かりました。そうしたご意見も。もう一つ、同じことでも結構ですが、力強いものをいただきたいと思うのですが。

●●常
任会議
員

もう一つということですので言わせていただきます。

今回の安芸高田市農業委員会の場合は、第1種農地であるがための問題点であるということですから、これは先ほど●●会長が言われたようなかたちで、十分に詰めておく必要があるかというふうに思います。

ただ一点、現在、各3条、4条、5条の審査と申しますか、決定権が各農業委員会へ権限移譲されてきております。権限移譲されている現状の中で、この農業会議で諮問されたものを審議して、決定か、さもなければ不決定になった場合、どちらが今の法律で言えば優先権があるのか、そのことを今の私は理解しきっていないんです。

ですから、権限移譲された以上は、なぜ県でこういう審査をしなければいけないのかなというのは常々思いながら今もやっているのですが、その権限とはどこなのかと。移譲して、なおかつ県知事に審査の諮問をしなければいけない理由はどこにあるのか。

だから、あくまでそれは認可をする過程の中での指導として、今の法律の解釈上から言えば、各農業委員会が許可はしたけど、このようなものを再度調整されたらどうですかというかたちのこの協議なのかというのが、どうも十分理解しきれていないというのが現状なんです。

議長

わかりました。では、難しい質問のように取らないで、前向きに県の方で答弁していただきます。

●●専
門員

十分答弁できるかどうかわかりませんが、おっしゃるとおり、権限移譲させていただきましたので、決定権は当然、許可権者である市町農業委員会にあります。

その上で、県への指導とか諮問ということをおっしゃいましたが、ちょっと明確に、県と県の農業会議は一緒ではないという前提で、まず農業会議さんの方から話をさせていただきますと、諮問をして農業委員会との決定が異なった場合については、結論から申しますと、異なった決定であっても農業委員会の判断で許可ができると

ということにはなっております。

しかし一方で、法令でわざわざ農業会議に諮問しなければならないというふうに書いてある理由のところの意義も、十分に斟酌する必要はあるのかなと思っております。

県の立場としては、権限移譲した立場ですが、法令的に言うと、細かいこととなりますが、地方自治法で法令に違反しているということになりますと、県から市町なり農業委員会さんに対して是正の要求ができるというふうになっております。

議長

ありがとうございました。

議長としてはよく分かりますというようなわけにも行かないわけですが、次の4月に再度審議するということが、慎重さがあっていいように思います。その方向で採決を取りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●●常
任会議
員

私は反対です。

議長

それでは、採決に入らせていただいてもいいでしょうか。

この採決は一括で、次の東広島市の件がありますので次に進ませていただきます。

資料1の13ページの5番をご覧ください。

この件について県と相談をしておりますので、県から見解を説明していただけますか。

●●専
門員

それでは、引き続き失礼します。

今ご質問がありました資料1の13ページの5番の案件、東広島市●●町における庭園の拡張について。ご質問の意図は、庭園とすれば、4条と5条を合わせて4反あまりという庭園で、非常に広いので、それがいいのかどうかという観点でのご質問だと認識しています。そこに関して県の考え方を述べさせていただきます。

立地基準で言いますと、ここは第2種農地ですから、ほかに代替える土地がな

ければ立地基準は満たしていると思います。あとは一般基準と被害防除を講じているかどうかということになると思いますが、一般基準においては、ご承知のように資力、お金があるかどうかとか、1年以内に転用できるかどうかということと合わせて、規模が適正かどうかということを審査するようになっています。

庭園として、この4反あまりが適正規模かどうかについて、基準を設けるのは非常に困難だと考えています。従って、庭園を設置する、拡張する目的があると思うのですが、そこと整合しているかどうかについて、拡張せざるを得ないのかなというふうに思っています。

そして、最後に被害防除ですが、これだけ広い庭園なので、ほかの農地に影響があるかどうか、そこについて、どう審査されているのかというところがあるろうかと思えます。

従って2点、「規模が適正と判断した根拠」と、「周辺の農地への悪影響があるのかないのか、」そこについて説明を求めてはいかがかなと思っております。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、皆さんからのご意見がございましたらお願いいたします。

●●常
任会議
員

該当の地域でございますので、一つお願いします。

たしかに、先ほどおっしゃいましたように、庭園として非常に適正規模でないとおっしゃることはよく分かるのですが、これも先ほどの安芸高田市と同じなのです。実は耕作放棄地になっているという現状の中で、そういうものを作られるのなら、ある程度の許容を認めようと。

ただ、これをいつまでも認可しておりますと、だんだんともっとひどくなりますので、その点は実は苦慮はしております。その歯止めは当然しなければいけないのですが、もう少し具体的に言いますと、これは病院の先生で金はいくらでもあると。

いろいろとおっしゃることはよくわかります。ただ、それについて、先ほどの●●会長さんと同じように、やはり現地を預かっている者からすれば、ある反面、理由は片面もございまして、ここはここでやらなければいけないと、こういう判断が

実はございました。

そういう意味で、今、規模的に、あるいは土地の被害防除ということもございますが、土地的にはたしかにそういうこともありますが、被害防除としては一応、今のところはないというふうに判断をしております。

議長

ありがとうございました。

担当の方からのご意見でありましたので、そのほかの会議員さんの方から少しいただきたいと思いますのですが。

●●常
任会議
員

●●でございます。この問題は本当に大変苦しい問題です。それで、県の方の規則というか、それに照らしていけば、農家住宅は1,000㎡以内、一般住宅は500㎡、そういったものを守って、庭敷だろうと何だろうとやらざるを得ない。

ただ一方では、要するに耕作放棄地でどうしようもないというのも現状であって、それを有効利用するにはどういう方法があるのかというので、東広島市の場合には、ここへ出てきておりますように庭敷と進入路とを合わせて約4反ですか。それと同じようなことが、安芸高田市においても、放っておくよりはスッポンの関係で、その隣のあれは約1反ぐらいだったと思いますが、そういったところを駐車場なり作業所なり、あるいはそれを管理する場所としていいのではないかという判断をしたわけでございます。余計なことを申し上げましたけれども、一応、そういうことをつけさせていただきます。

議長

東広島市の立場で話をしてもらったということですか。

●●常
任会議
員

いや、そうでもないです。

議長

似たようなといっても、これは1種農地と2種農地の大きな違いもあるし、それから、全てやるのが似たようでも、目的は違うということは頭に置いて言っても

らえればありがたいのですが。

それでは、議長の判断を出すのはいかがかと思いますが、同じような方が同じようなご意見を述べるというのは会議が延長に入るような気がするので、保留という言葉はあまりよくないのですが、やはり4月に再度、この場で、それこそ優れたものを出していただいて、県も具体的に立派なものを考えていただいて。

方向性は、おっしゃるように遊休化するよりはいいのではなかろうかという、これは当然のことだと思います。このようなものの考えをすることが公的にどうかということの判断はあろうと思うので、まず4月に立派なものを出していただきたらと思うのですが。そのように再度、皆さんにお諮りするということをお願いできないでしょうか。

●●常
任会議
員

一応、今日の常任会議員会議の結果は、当然、安芸高田市の農業委員会の会長として農業委員全員に総会で報告しなければいけない。ただし、報告しても同じ場合もございます。そういった時には、どうしたらよろしいでしょうかという問題があります。たぶん、同じになるとは思っています。

議長

当然のごとく、県との十分な念入りなことを協議されることを期待します。
以上のように進めさせていただきます。

では、資料1の18ページ1番の安芸高田市の件については、また4月に再度審議する方がいいという方の挙手をお願いします。

常任会
議員

【挙手14人】

議長

多数の挙手でございますので、一応このことには決着がついたと思います。
また4月に皆さんに審議していただきます。

次に資料1の13ページ5番の東広島市の事案について、同じように4月に審議する方がいいという方の挙手をお願いいたします。

●●常

時間が延びているところところ大変申し訳ないのですが、県の方にお尋ねさせて

任会議 員 もらいたいのは、この件について、どこに違法性があり、妥当性がないのかというのを一つ明確にさせていただければと思います。お願いします。

議長 延ばしてどうかということも含めてですか。

●●常 任会議 員 延ばしてどうかというのはいいとして、保留となる要素がよく見えないので、それをまず教えていただきたいと。

議長 それでは、県の方お願いします。

●●専 門員 繰り返しになるかもしれませんが、規模が適正かどうかということと、被害防除の妥当性について、先ほど議長さんが言われましたように、第1種農地、第2種農地の違いもありますし、今日説明できるのであれば、この場で説明をさせていただいて、会議員さんの判断をいただけるのであれば、今日判断もあるのかなとは思っております。

●●常 任会議 員 これは、第2種農地でございますので、県の方からのご指摘をいただきましたが、これも非常に分かりにくい判断です。それから、被害防除はないというふうに思っておりますので、それを今度、何かの時に、これで延期というふうになりますと、その規模の大きさがどれだけならよいのか。その辺を教えてください。。

これが本当に今回、議長さん、延期するのはいいと思うのですが、全てに絡んでくると思うんですね。では、今までの常任の中で規模が適正だったのかどうかという判断をするのに、何となく自主的な判断でやっていたと思うのです。もし、もっと意義が明確であるならば、そういう判断を切り替えますけれども、規模のことになったら、もう全部規模になるので、ちょっと何とも言えないんです。

ですから、もし議長さんが、ちょっと言い方は悪いのですが、次回からこういう規模は駄目だという明確なものがあれば納得させていただきたいのですが、今の理

由ですと、ちょっと納得ができないということがありますので、ご理解いただけますでしょうか。いけないというのではないですが、全てそうになってしまうので、その辺をちょっと明確にさせていただきたいと思います。

その時々によって考えが変わると非常に難しいなと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

議長

議長は議事を進めることと、決することの仕事を請け負っているので、具体的にどうという判断は皆さんがしないと、議長でゴリ押しにやるというこの場ではないという理解をしているので、十分検討するためには4月の常任会議委員会議で再審議という思いは議長としてあります。

だから、賛否も問えない、議事を進めるにしても県の見解も定かではない。そして、またこの議案そのものが現に遊休化するものをどう止めるかということについて、やはり農業委員会としては大きな問題でもあるし、この辺のところを、誰か決するような力強いものを言葉として出してくれることを期待をしないと、議長としてこうしますという勝手なものではないと思うので、ご理解を願います。

ですから、まだ説明が足りないということではないのですが、まだ説明が必要だということをお願いします。

東広島市農業委員会

東広島市農業委員会事務局、●●です。

この件につきまして、第2種農地ということでの判断をしております。この4,000㎡が大きいかどうかという議論が先ほどからされておりますが、この既存施設、既に6,000㎡ございます。合わせて1haの規模の庭園になる予定でございます。今回4,000㎡の転用の申請が出ております。

当然、私どもも、この案件につきましては、かねてから現地等に行かせていただいております。この転用者とも協議をさせていただいております。周辺の農地との影響についても検討をしておりますし、水路についても庭園の中を通過しておりますものについては、まったく手をつけていないというか、逆に保全をしているという状況で、周辺の農地への影響もないということで判断をして今回諮問をしております。その点は、十分ご理解いただいてご判断いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 今、東広島市の事務局の方から、いろいろ細部にわたって説明がありました。どうしても今回決定をみないといけないという強いご意見があるわけですが、県はそれに対応して、そのように自信を持って答弁をしていただく。そして、また立派に採決を取れるように話してください。

5分ぐらい休憩します。

(休憩)

議長 会議を再開します。先ほどから審議中の●●氏による「敷地拡張、庭園への農地転用について」東広島市農業委員会より詳しい説明をお願いいたします。

東広島市農業委員会 今回、庭園への転用としておりましたが、地域の住民も自由に出入りできる公園として考えられていますので、規模的には適正であると判断しております。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見がございましたらお願いいたします。

常任会議員 (質疑、特になし)

議長 それでは、採決に入ります。

第2号議案は、「資料1の18ページ、安芸高田市の①番」を除く117件の案件について、諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会議員 (挙手) 【挙手の数の確認】

議長

挙手全員でございます。

第2号議案は、「諮問のとおり117の案件については許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項については以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦勞様でした。

●●常
任会
議
員

先ほどから、第1種農地の農地転用について、いろいろと審議されましたが、県の方で「第1種農地の農地転用ガイドライン」を示してもらえないかと思ひます。

●●専
門員

来月の常任会議員会議までに、検討したいと思ひます。

事務局

情報提供については、審議が延長となり、県の担当者がお帰りになりましたので、次回の常任会議員会議で実施したいと思ひます。

議長

次回の常任会議員会議は、4月18日木曜日、午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の皆様方には、長時間ご審議をいただき大変ありがとうございました。

15 : 45 【終了】

議 長 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●